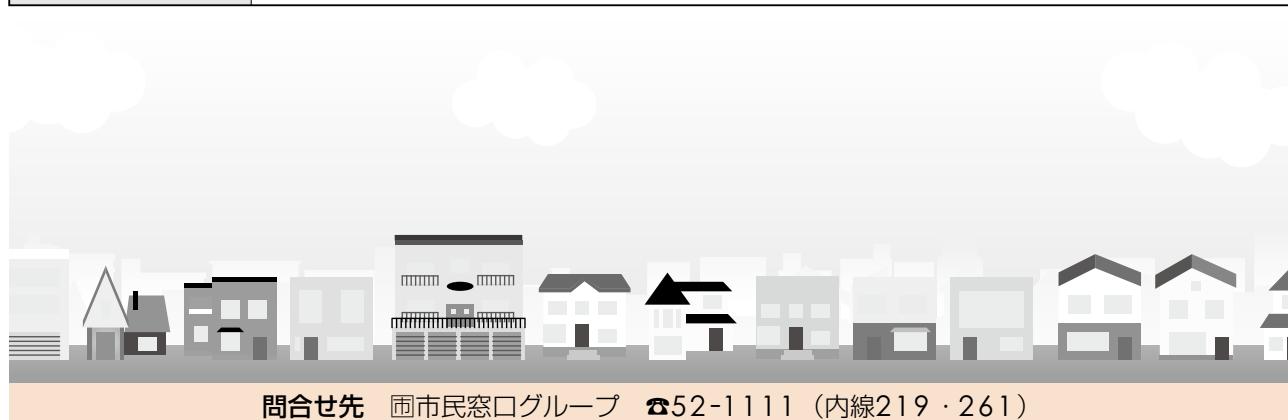


# 非自発的失業者の 国保税軽減制度をご存じですか

倒産・解雇、雇い止めなどの非自発的な理由で離職をした方の国民健康保険（国保）税を軽減する制度があります。

対象	次のすべての条件を満たす方 ①平成21年3月31日以降に失業した方 ②離職日の時点で65歳未満の方 ③雇用保険の失業等給付を受ける方で、「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが、以下に該当する方 ※雇用保険受給資格者証に図形記載がある方は対象となりません。 図…特例受給資格者（短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける人） 図…高年齢受給資格者（65歳以上の離職に対する一時金の給付を受ける人）										
	<table border="1"><thead><tr><th>受給資格</th><th>離職理由コード</th></tr></thead><tbody><tr><td>特定受給資格者</td><td>11 12 21 22 31 32</td></tr><tr><td>特定理由離職者</td><td>23 33 34</td></tr></tbody></table>						受給資格	離職理由コード	特定受給資格者	11 12 21 22 31 32	特定理由離職者
受給資格	離職理由コード										
特定受給資格者	11 12 21 22 31 32										
特定理由離職者	23 33 34										
国保税の算定基礎となる前年の給与所得を、100分の30とみなして計算します。 ※対象となるのは、離職者本人の給与所得のみです。											
軽減期間	離職日の翌日の属する月から、翌年度の3月まで ※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。 例) 平成29年5月23日に離職した場合 …平成29年5月～平成31年3月分の国保税を軽減										
注意	国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となります。会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します。										
届出方法	次の2点を持参し、市民窓口グループの窓口で申請してください。 ・国民健康保険被保険者証 ・雇用保険受給資格者証（ハローワークで交付されたもの） ※離職票では軽減の手続きはできません。										



問合せ先 団市民窓口グループ ☎52-1111 (内線219・261)